

よくある料金に関する質問にお答えします

Q 納期限を過ぎてしまった納付書で納付できますか

A 納期限が過ぎた納付書でも金融機関の窓口・コンビニエンスストアで納付できます。

Q 納付書をなくしてしまったのですが

A 再発行をします。お近くの庁舎の窓口(上下水道課・地域調整課・総務産業課)まで来庁ください。

Q 水道料金の未納が続くとどうなりますか

A 未納の場合は、納期限の翌月に督促状を送付します。督促後も未納が続くと未納のお知らせなどを送付し、それでも未納の場合は本巢市水道事業給水条例に基づき、給水停止せざるを得ません。早めの支払いをお願いします。

圃上下水道課
☎058-323-7760

「水道の現状と課題を知ろう Vol.3」

広報もとす3月号では、令和元年度決算状況について掲載しました。今回は近年の水道事業会計の財政状況について説明します。



令和元年度収益的収支

前回の広報紙で、現在の市の水道事業会計は直接経営することができておらず、一般会計からの他会計補助金に頼った経営であることを説明しました。

グラフ(図1)で令和元年度の収益的収支に着目すると、収入は全体の50.3%、支出は全体の49.7%となり収入が支出を若干上回ります。

しかし、収益的収入8億169万9865円のうち、他会計補助金は39.6%を占め、3億2326万円となっています。これは、収入の約40%が水道料金などの収入で賄うことができず、一般会計が負担していることとなります。

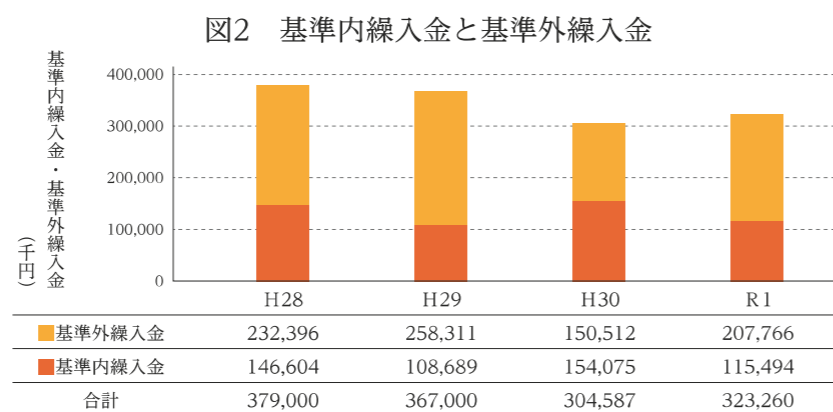
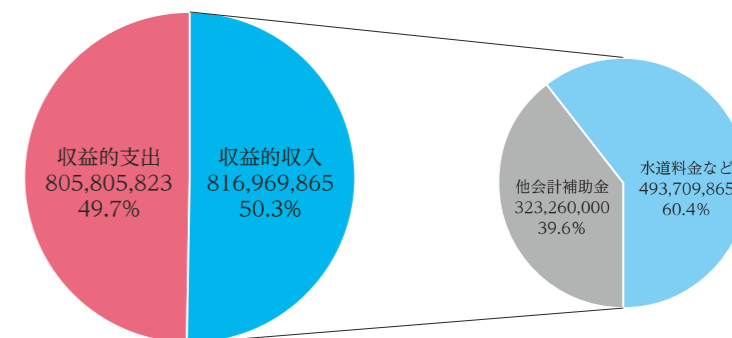


図1 収入支出の比較と収益的収入の内訳(円)



基準内繰入金と基準外繰入金

他会計補助金は、「基準内繰入金」と「基準外繰入金」に分けられます。

「基準内繰入金」には、▽消火栓などに要する経費▽上水道の投資に要する経費▽簡易水道の建設改良に要した経費などがあり、総務省通知により基準が定められています。

この基準内繰入金は、一般会計が負担・補助する必要な経費として、財政措置(交付税措置)がある繰入金です。

一方、総務省の繰入基準以外は「基準外繰入金」となり、収益的収支の不足額を市が負担し補てんします。

グラフ(図2)を見ても、他会計補助金のうち半分以上が基準外繰入金で、赤字を補てんするため、一般会計から繰り入れる金額の方が多くなります。

公営企業会計の原則である独立採算・直接経営を行うためには、基準外繰入金をなくし、水道料金などの収入と基準内繰入金で収益的支出を賄う必要があります。